

論文 / 著書情報
Article / Book Information

論題(和文)	知財見聞録, 新たな年を迎え、改めて知財教育と知財研究の在り方を考える
Title(English)	
著者(和文)	田中義敏
Authors(English)	Yoshitoshi Tanaka
出典(和文)	発明, Vol. 117, No. 1, pp. 28-29
Citation(English)	THE INVENTION, Vol. 117, No. 1, pp. 28-29
発行日 / Pub. date	2020, 1



知財見聞録

新たな年を迎え、改めて知財教育と知財研究の在り方を考える

東京工業大学 工学院 経営工学系・経営工学コース 教授 田中 義敏

新年、明けましておめでとうございます。知的財産の活用がさらに進み、新たな飛躍の年になることを願っています。

さて、1月号では、新年を迎え、一歩立ち止まって、知財教育および知財研究の在り方を考えてみました。

知財人材育成の国家戦略

わが国では、2002年の通常国会において行われた小泉総理による施政方針演説に基づき、同年7月に知的財産戦略大綱が策定されている。それ以来、知的財産立国の実現に向けて、知的財産の「創造」「保護」「活用」と、これらを支える「人的基盤の充実」の4分野に着目して知的財産推進計画を設定し、積極的な取り組みを行ってきた。

そして行政機関等によるリーダーシップのもとで産業界、教育界等のさまざまな局面で、知財制度、知財実務、知財戦略などの異なる視点から、多くの教育機会が提供されてきている。

知財専門職大学院の設置

知財分野では、2005年ごろから既存の大学院の内部に新たに専門職大学院が設けられた。知財専門職大学院においては知的財産権についての教育、研究が行われ、知的財産を専門とする人材が輩出されてきている。

そもそも、学校教育法99条1項によれば、「大学院は、学術の理論及び

応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」を目的としており、専門職大学院設置基準2条1項によれば、「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」を目的としている。

したがって、専門職大学院は通常の大学院と比較して、高度専門職業人の養成を行うことが特徴である。

そして、その教育上の目的を達成するために各知財専門職大学院は専攻分野に応じ必要な授業科目を設け、産業界等と連携しつつ、体系的に教育課程を編成し、専門能力を有する知財人材の育成に貢献してきた。

グローバルレベルでの知財教育

また、わが国の官民が行う知財教育の対象は国内にとどまらない。アジア地域を中心として、南米、アフリカなど世界から知財関係の人材を日本に招き、集中的な知財教育の機会を与えるとともに、日本の知財専門家が海外で講演することにより、知財分野の国際的ネットワークを構築してグローバルレベルでの知財人材育成にも貢献してきた。

今日では欧州、米国、中国、韓国等に加え、アセアン諸国も自らのグローバルネットワークのなかで他のアセア

ン諸国の人材に知財教育の機会を提供し始めた。つまり、これまで先進国がアセアン諸国に対して知財人材育成の支援を進めてきたが、依然としてそうした支援を受ける一方で、アセアン諸国が主導して自国内あるいは他国の人材育成を推進するまでに至っている。

改めて「教育」とは

「教育」という言葉には2つの重要な論点が含まれている。一つ目は、知識、技術等を教授すること。すなわち、これまでに構築された知識等を伝えること。これは主に教材を用いて知識を伝達することである。同一の教材を用いて教える場合には、その教育レベルはその教材内容の限りで、教材に新たな内容が加わり改定されなければ、教育内容の進展はみられない。また、一定の教育を受けた者であれば、自分が学習した教材を使って誰もが他者への教育活動に参画することができる。

二つ目は、人を導き、内在する素質、能力を発展させ、価値を実現させることである。この点を教育基本法1条(教育の目的)は、「人格の完成」という言葉で表現している。

知財教育においても、これらの二つの論点は当然に重視したうえで、具体的なカリキュラム、教育機会が提供されてきた。とりわけ、「人格の完成」は初等教育から高等教育、さらには社

会での教育機会を通じ長年かけて培っていくものであろう。

一方で一つ目の視点である知識、技術の伝達については、先進諸国から招かれて多くの知財教育の機会を得た者は自国に戻ってから、自国内で、さらには他国の人材を招いて知財教育にあたることができるわけであり、アセアンにおいてはアセアン統合イニシアティブの一面として現実化してきている。そして教育者の立場を経験することにより、先進国から得た知識、技術等が真に自分のものとして消化・吸収される。

ただし、与えられた教材を利用した知識の伝達の場合、教育内容の進展は期待できない。社会の変化に対応して教育内容も進化していかなければならないが、この点になるとそう簡単にできるわけではない。

教育と研究

知財教育と知財研究を区別して考えることが重要である。まず、教育の一つ目の論点は知識等の伝達であるが、社会環境の変化、新技術の出現、新たな判例、制度改正等々のさまざまな要因によって、伝達すべき知識、技術も変化する。これらの新たな知識等を生み出す活動として「研究活動」が存在している。分かりやすくいえば「知財教育は既存の知識の伝達」であるのに対し、「知財研究は新たな知識の創出」。

このあたりを「教育研究」という言葉で曖昧にしていないだろうか。

知財分野においても「知財研究」という学術領域が間違いなく存在し必要であることは、今日においてはいうまでもないことである。上述してきた知的財産を取り巻く活動は基本的に「知財教育」に関することであったが、さて「知財研究」は、どこが主体的に推進しているのだろうか。

日本では、一般財団法人知的財産研究教育財団の研究部門として知的財産研究所が設置されており、知的財産に関する調査・研究を行っている。これまでは、法改正のための調査・研究が中心であったようだ。その他、知財権関連法、運用・実務、判例などの研究については、大学法学部が中心になって研究を進めているだろう。知的財産が企業経営やビジネスにどのように関係しているかを明らかにする研究領域は、大学経営学部やMBAコース、さらには企業活動のなかで研究が推進される。また、国の政策に大きく関連する領域としては、経済学と知的財産の関係性を明らかにする研究も重要であり、大学経済学部や経済研究所等において研究されている。

知財研究の領域はさらに広がりを見せており、理工学研究と知的財産の関係として、特に特許情報を理工学研究に活用することも一つの領域になりつつある。これまでは、理工学研究にお

いては先行技術として科学学術文献を取り上げることが多く、特許情報は十分に使われていなかったようだ。

以上のように今日の知財研究は法学、経営学、経済学、さらに理工学等の幅広い領域で推進されるものである。なお、知財専門職大学院においても知財教育に加えて知財研究が期待されていると思われるが、学生が法学、経営学、経済学、理工学等の自らの核となる専門分野を持っていない場合には、知財分野での研究の難しさに直面することになるだろう。

従来、日本では法学部で学んだ者が、知財分野に焦点を当てて法学領域での知財研究をしてきたケースが大半ではなかっただろうか。経営学、経済学、理工学領域等での知財研究は発展してこなかったといえる。現実問題として、企業経営と知的財産や、経済学と知的財産等の複合領域での課題が積み残されたままになっているように思われる。

知財研究の成果は知財教育において提供される知識、技術等を進化させていく役割をも担うこととなる。これまで、知財教育は素晴らしい成果を挙げてきたが、これからは知財研究という視点にも注目して、いかなる活動を誰がどのように提供、展開していくべきかを真剣に議論すべき時期にきているのではないだろうか。